



2006. 12. 19 発行 京都工芸繊維大学職員組合発行

<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kitunion/>

## 「教員の任期に関する規則の一部改正」 に関する意見書を提出

就業規則を改正する場合、大学法人は過半数代表となっている組合の意見書を労働基準監督署に提出しなければなりません。

これまでに大学法人との交渉を行ってきた、助手・助教に対する任期制導入にともなう就業規則の改正について、大学法人より意見書を求められ、意見書を提出しました。意見書は組合のホームページ(上欄参照)に掲載しています。

この意見書の中で組合は、今回導入された一律の任期制は受け入れがたいという意見を述べています。また、任期制の運用面に対する懸念を表明するとともに、再任基準の明確化が不可欠であることを主張しています。

任期制の問題については、今後も継続的に大学法人と交渉を継続します。

## 大学法人に2006年度統一要求書を提出

職場環境の改善を求めて、次ページに示すような2006年度統一要求書を学長に提出しました。この要求書では、以下の6項目について要求しています。

1. 働きがいのある環境・ゆとりのある暮らしの実現のために、給与面での待遇改善を要求します。
2. 安心して働くことのできる環境作りのために、労働時間の短縮ならびにその実現のための方策を求めます。
3. 女性職員数に応じた本部棟女子トイレの増設を求めます。
4. 母性保護・育児支援制度等の拡充を求めます。
5. 教員任期法の趣旨に反する、助手・助教・講師への無限定な任期制導入に反対します。
6. 短時間雇用職員の雇い止め制度の廃止を求めます。

この統一要求書に基づいて今後交渉を進めていきます。